

平成30年3月12日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 平成30年3月12日 午後3時00分
サンコスモ古賀201・202会議室
- 2 閉会日時 平成30年3月12日 午後4時16分
- 3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	三輪 順一	澁田 一吉
中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸	渡 秀孝
青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄	原 月江

吉住三千代

(2)欠席者(1名)

安武 正一

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

- 第1号議案 市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について
- 第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(案)の決定について
- 第3号議案 非農地決定の取り消しについて
- 第4号議案 非農地決定(案)について
- 第5号議案 古賀市農業委員会の活動内容の点検評価及び活動計画の策定(案)について

午後3時00分開会

○事務局長（ ） 皆さん、こんにちは。現地確認、大変お疲れさまでございました。

定刻になりましたので、ただいまから平成29年度定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

農業委員会総会を始めさせていただく前に、1点だけ皆様方におわびを申し上げます。

議案の訂正でございます。

初歩的なミスで大変申しわけなく思っております。ただいまから正誤表をお配りをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

箇所でございますが、古賀市農業委員会議案書の28ページでございます。第5号議案、古賀市農業委員会の活動内容の点検評価及び活動計画の策定（案）についてでございます。

誤りがありました点について御説明を申し上げます。

議案書の28ページの上段でございます。遊休農地に関する措置に関する評価の1、現状及び課題というところの課題について、空白で皆様方に議案書としてお渡しをさせていただいておりますが、正しくは、B区分農地の取り扱いというふうに記載をすべきところございました。

大変初歩的なミスで、皆様方には大変御迷惑をおかけをいたしております。大変申しわけございませんでした。今後、このようなことのないようにチェック体制を整えてまいりたいというふうに思っております。

引き続きまして、本日の定例総会開催に当たっての農業委員数の報告をさせていただきたいと思っております。

本日、安武委員が体調不良のため欠席の申し出をいただいておりますので、本日の出席委員は定員で17名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第7条に規定された過半数を満たしておりますことから、総会成立をしていることを御報告を申し上げます。

あわせて、議長の名でございまして、古賀市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めていただくこととなっております。以降、進行については、 会長、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） こんにちは。現地視察、どうもありがとうございます。それから、先般の卒業旅行も、無事にけがもなく帰ってこれました。ただ、私が大変御迷惑かけたことをここにおわび申し上げ、どうもすみませんでございました。みんな安心して行くことができたんですけど、全体的にはよかったんじゃないかなと思います。行けなかった方も何人かおられますけど、非常に有意義でございました。ただ、私がお迷惑をおかけして申しわけないと思います。

それでは、ただいまから平成29年度3月期の農業委員会総会を開催いたします。

○議長（ 君） 本日の議事録署名議員は、渡委員と青柳茂委員さんをお願いいたします。

○議長（ 君） では、まず第1号議案、市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について。事務局、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第1号議案、農地法第4条の許可申請、番号8について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が所有権に基づき貸駐車場に転用するという内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明させていただきます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の2ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、福岡県動物愛護センターの北西に位置します丸囲み内の斜線部及び黒塗りの部分、合計2筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。

位置図でごらんいただきますと、申請地の北側、西側、東側につきましては、それぞれ他地目、宅地による分断、南側につきましては、一部農地の広がりがございますが、御確認いただきましたとおり大きな段差がありまして、農業用機械の乗り入れが不可能な段差でございます。よって、10ha未満の広がりであり、いわゆる介在農地でございますことから2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の3ページをごらんください。

今回の計画は、貸駐車場に関する計画図が示されておるところでございます。

まず、乗入口につきましては、南側1カ所からとなっております、乗入口はアスファルト舗装、そして駐車場スペース部分につきましては、転圧をかけ、切り込み砕石で舗装する計画となっております。

申請地の北側及び東側につきましては、既に既設ブロックがある状態でございます、南側との境界につきましては、杭打ち、縄張りをする計画となっております。

次に、雨水及び雑排水関係について御説明させていただきます。

雨水につきましては、水勾配を設け、南側の既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係でございますが、今回は貸駐車場であることから、汚水及び雑排水は発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。議案書の4ページをごらんください。

先ほど申し上げましたとおり、今回は水勾配を設ける計画でございます、まず、下のA—A'断面をごらんいただきますと、こちら見ていただきますと、水路側にかかって、南側水路のほうへ勾配をついている状況でございます。こちらにつきましては、現況どおりという形でございます。

次に、上の上段のB—B'断面をごらんください。先ほど現地でも御確認いただきましたが、乗入口から奥行きにかけて勾配が少し急になっておる、ちょうど真ん中あたりぐらいからが急勾配になってあるところがございましたが、こちらにつきましては最大15cmの盛土をし、勾配を緩やかにする計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は、無条件承諾ということで、平成30年2月21日付の水利承諾書の提出がっております。あわせて、地元農業委員さんも署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員の 委員さんお願いします。

○委員（10番 君） 2月21日に地元水利委員会を開催いたしました。

申請地は、開発に取り残された場所であり、農地として活用するのは困難と認めて認めました。審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明は終わりました。

何か御質問がありましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決をとりたいと思いますが、では、第1号議案の番号8に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きます、第2号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（案）の決定について、事務局、説明お願いたします。

○農政係（ ） 第2号議案の議案朗読に入ります前に、今回、 会長、 副会長、 委員が関係者になりますことから、議案朗読後に御退席をお願いいたします。その後の進行につきまして、 副会長、お願したいと思います。よろしくお願申し上げます。

それでは、議案朗読に入らせていただきます。

〔議案朗読〕

○農政係（ ） それでは、一時退席をお願いいたします。

〔 会長、 副会長、 委員 退席〕

○農政係（ ） それでは、第2号議案について御説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

6ページをごらんください。

左上に、平成29年度第11号と書かれております。

今回、新規で10件、更新で3件の利用権設定の申し出がっております。

それでは、新規申し出について御説明いたします。7ページをごらんください。

整理番号128、貸し手、 、古賀市花鶴丘在住、借り手、 、古賀市新原在住。利用権設定をする土地は、新原の字、原口の田んぼ3筆、合計901平米です。平成30年1月1日から平成40年12月末まで11年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、7ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号129、貸し手、 、千葉県在住、借り手、農事組合法人 代表理事 、古賀市谷山に事務所がございます。利用権設定をする土地は、青柳町の字中溝の田んぼ2筆、三瀬原の田んぼ1筆、合計3,013平米です。平成30年1月1日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、8ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号130、貸し手、 、古賀市新原在住、借り手、 、古賀市日吉在住。利用権設定をする土地は、新原の字高木の田んぼ1筆、字野口の田んぼ1筆、字ウシロの田んぼ3筆、字水上の田んぼ1筆、合計4,591平米です。平成30年3月1日から平成35年12月末まで6年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、9ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号131、貸し手、 、古賀市庄在住、借り手、 、古賀市庄在住。利用権設定をする土地は、新原の字柴原の田んぼ1筆の一部、2,555平米です。平成30年2月1日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、10ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号132、貸し手、 、古賀市庄在住、借り手、 、古賀市庄在住。利用権設定をする土地は、庄の字樋ノ口の田んぼ2筆、合計1,872平米です。平成30年2月21日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、11ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号133、貸し手、[]、古賀市庄在住、借り手、[]、古賀市庄在住。利用権設定をする土地は、庄の字樋ノ口の田んぼ2筆、合計978平米です。平成30年2月19日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、12ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号134、貸し手、[]、古賀市庄在住、借り手、[]、古賀市庄在住。利用権設定をする土地は、久保の字蓮町の田んぼ2筆、庄の字樋ノ口の田んぼ2筆、字柳ヶ坪の田んぼ6筆、新原の字柴原の田んぼ3筆、合計9,180平米です。平成30年2月19日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、13ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号135、貸し手、[]、古賀市久保在住、借り手、[]、古賀市久保在住。利用権設定をする土地は、筵内の字前田の田んぼ1筆、717平米です。平成30年3月1日から平成32年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、14ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号136、貸し手、[]、古賀市青柳町在住、借り手、株式会社[]代表取締役[]、古賀市青柳に事務所がございます。利用権設定をする土地は、青柳町の字百田の田んぼ3筆、合計3,788平米です。平成30年2月26日から平成32年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、15ページに記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号137、貸し手、[]、福岡市在住、借り手、株式会社[]代表取締役[]、古賀市青柳に事務所がございます。利用権設定をする土地は、青柳の字弘川の田んぼ3筆、字椋木浦の畑1筆の一部、合計4,483平米です。平成30年3月1日から平成32年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、16ページの記載のとおりとなっております。

整理番号138から140につきましては更新のため、説明は割愛させていただきます。

以上、新規の利用権設定について、全て地元農業委員の署名捺印をいただいておりますことから申請受理しております。御審議よろしくお願いたします。

○議長（[]君） ただいま事務局から説明がありました。どなたか質問はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[]君） ないようですので、採決を行います。

第2号議案につきまして、賛成される方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（[]君） 全員賛成です。ありがとうございます。

第2号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定につきまして可決されました。どうもありがとうございました。

〔 会長、 副会長、 委員 着席〕

○議長（ 君） では、再開します。

続きまして、第3号議案、非農地決定の取り消しについて。これも4号議案の関連がありますか。

○係長（ ） 関連はございます。

○議長（ 君） それでは、もう一緒に。

○係長（ ） 説明はまとめてさせていただきますけども、採決は別でお願いします。

○議長（ 君） では、お願いします。

〔議案朗読〕

○係長（ ） それでは、今回議案上程をしております対象農地につきましては、1月期のこの農業委員会におきまして、第5号議案、非農地決定（案）を議案上程し可決されておりますが、その後、2筆について非農地決定対象農地に該当しないため、今回取り消しを行うものであります。

また、あわせて、次の第4号議案で修正しました非農地決定対象農地について改めて議案上程させていただくものであります。

それでは、修正がありました箇所について説明をいたします。

21ページをごらんください。

2筆ございまして、番号3、青柳町 の と の 、地目は田、登記地積は合計675平米です。所有者は、 さんであります。

ここで、これまでの経緯について簡単に説明させていただきます。

まず、2月7日に、この2筆について一部ビニールハウスがありまして、作付されてあるというふうな申し出が所有者の息子さんのほうからあつてございます。2月9日に現地を確認しまして、ビニールハウスがあり作付をしておるところを確認をしております。そして、その後、2月14日にこちらの農地の取り扱いについて協議をしまして、今後も農地として作付していくというふうな意思の表示があつたため、今回、非農地の対象から外すというものであります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） ただいま事務局の説明は終わりました。

第3号議案について何か御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 続きまして、第4号議案について何か御意見ありましたら。

ただ、問題は、やはりこういう錯誤が出るということは、前回は出て今回も出たということで、やっぱり農業委員会での審議がおかしくなる可能性もありますので、今後、こういう問題は地権者から意見を確認してとつとると思いますが、やはり地元農業委員さんは現地確認しながら、お互いにそれらのおりにしながらやってもらわんと、簡単には非農地決定通知を出すこの議案もおかしくなると思いますが、その辺、今後、事務局のほうも、我々も気をつけながらやってもらいたいと思いますが、という気持ちでございます。

○係長（ 君） 今回のこの件につきましては、今後の農地パトロールの方法についても検討していく必要があるかと思えます。今、実際は航空写真でもって現地を確認しておる状況でございますけれども、実際、まだ測量とか境界とかもはっきりしていない状況もございますし、また航空写真、今回、実際の縮小した図面を使ったりしておることから、やっぱり現地がなかなか見ても境界等が確認しにくい状況もございましたことから、今後は、その辺も改善できるところはしていくような形で返答していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（ 君） 何か御意見ございますか。

○委員（12番 君） 農地ナビで施設が見えるということですが、今、どういうふうに見えるのでしょうか。その航空写真もありますけれども、今、利用はできるんですか、状況ですね。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 今、公表しております全国農地ナビにつきましては、境界は明示されておりませんで、ピンで表示をしております。あくまでも、境界まで実際反映できるようなシステムにはなっておりませんので、その辺は、実際のこの農地パトロールの図面とは違うところであります。

以上です。

○議長（ 君） ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決をしたいと思えますが、まず、3号議案、取り消し申請に賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） それでは4号議案の非農地決定について説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係長（ ） こちらは、先ほどの第3号議案で取り消しをしましてに非農地決定対象農地について該当しない農地を削除しております、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないことについて、農地法第30条第1項に基づき議決を求めるものであります。

非農地決定対象農地は、22筆、1万4,710平米であります。

23ページをお願いいたします。

こちらが該当する農地の一覧になります。左から所有者番号、土地の所在、登記地目、登記地積、所有者、所有者住所を記載しております。なお、1筆ごとの詳細な説明は省略させていただきますが、表の一番下に合計筆数と面積、所有者数を記載しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ ） ありがとうございます。

第4号議案、非農地決定について、誰か御質問がありましたら。

○委員（14番 ） 23ページと21ページの、太線でこれが囲んであるじゃないですか。何が言いたいんですか、これは。

○係長（ ） 太線につきましては、今回削除しております対象農地があった所有者及び該当するその農地と、変更しております筆数、面積について、それぞれ記載しておるところであります。

○委員（14番 ） 3番がまた二重になっているよ、どういう意味か分からない。

○係長（ ） 大きいこちらの太線につきましては、今回削除しております対象農地の所有者の番号についてと、今回削除した農地について。

○委員（14番 ） 22筆と書いてあるから合計が22筆でしょう。原本がそうじゃない。言ってる意味分かってます。

○係長（ ） 今回の削除しております2筆を除いた合計の筆数になります。

○委員（14番 ） だから、例えば23ページの3番にこういうぐあいに囲んであるじゃないですか。どういう意味があるんですかということを知っているんです。僕は理解できません。

○係長（ ） こちらは、今回削除をしております対象となる所有者の番号ということを示しております。3番の所有者の方が、今回2筆削除しています。

○委員（14番 ） その22ページのほうは何で。筆数はなんぼ。

○係長（ ） 22ページにつきましては、22筆。

○委員（14番 ） これは全部22筆でしょう。だから、 ） さんだけ何で大きなので囲んであるんですかということを知っているんです。

○係長（██████君） ████████さんにつきましては、今回、第3号議案で削除しております対象農地の所有者でありますことから、それを示すために太線で囲んでおるところであります。

○委員（14番 ████████君） なら、21ページから22ページまでは██████さんなんだけど、筆数は合計で24筆ですよ。

○係長（██████） こちらは、2筆削除する前の筆数になります。

○委員（14番 ████████君） だから、3番もう全部大きく囲んでいるのかということを知っているの。

○係長（██████） 今回、削除するその対象の所有者ということで、わかりやすく示すためにということで囲んでおります。

○委員（14番 ████████君） 対象はこの2筆だけやないの。██████の██████とか██████だけやないの。

○係長（██████） 対象はそうです。

○委員（14番 ████████君） だったら、なぜこんな大きく囲むの。紛らわしいよ、これ。だって、その前のページで24筆と書いてあるじゃない。言っていることがわかるのかな。

○係長（██████） こちらの黒囲みのところは、今回対象農地となる。

○委員（14番 ████████君） 私が言っているのは、違う。何で、██████さんのを全部ここを番号だけ囲むかと聞いている。この2つだけでいいじゃないかと言っているんです。表現の仕方がおかしいよこれは。

○委員（15番 ████████君） これは、事務局、勘違いしていると思うんですけども、この21ページの表は、変更前の表でしょう。それで例えば、3というところを太線で囲むでしょう。ここを、23ページ、同じように3というのを太線で囲んだもんだからちょっとおかしいんだよ。だから、これ、太線で囲まなきゃいいんだよ。

○委員（14番 ████████君） 削除すればいいんだよ。エクセルか何かでしよんやろ、削除しなさいよ。表現したいことだけを出せばいい。

○係長（██████） 今回は、ちょっと表によっては、どちらが削除になったかというのをちょっとわかりやすく示そうと思いましたが、記載の。

○委員（14番 ████████君） 俺が言っているのは、該当だけ表現すればいいよと言っているんだよ。あとを全部削除すればいい。██████さんから██████さんとかもう要らないんですよ。

○係長（██████） こちらは、改めて、全部一回、第3号議案で取り消しをしておりますので、再度上げるということで、全ての対象農地を再度、議案上程する必要がありますことから、こういった表記にしております。（発言する者あり）

○議長（ 君） 休憩します。

午後 3 時 37 分休憩

午後 3 時 58 分再開

○議長（ 君） では、再度決議をとりたいと思います。

4 号議案の非農地決定について、賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手 15 / 16 名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第 5 号議案、古賀市農業委員会の活動内容の点検評価及び活動計画の策定（案）について、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第 5 号議案について御説明いたします。

第 5 号議案につきましては、農業委員会法第 3 7 条に情報の公表の義務というのがございます。これを受けて、こちら、24 ページに記載しております農業委員会の適正な事務実施についてというのが国のほうから示されておるところでございますが、こちらの規定に基づいて、毎年スケジュール上では 3 月期の定例農業委員会で 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価、そして平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）というのを審議をしなければならないこととなっております。こちらの内容から 5 号議案を上程しておるものでございます。

それでは、まず 25 ページをごらんください。

こちらは、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価でございます。

29 年度分のこの点検評価につきましては、25 ページから 32 ページまでとなっております。

まず、25 ページにつきましては、平成 30 年 2 月 28 日現在の農業委員会の状況でございます。こちらに農業の概要、農業委員会の現在の体制をお示ししておるところでございます。

26 ページをごらんください。

こちらが、担い手への農地の利用集積・集約化というタイトルとなっております。こちらが、担い手への農地の利用集積・集約化というタイトルの下に、26 ページの 1 の現状及び課題、こちらにつきましては、昨年度の同じ 3 月期の農業委員会、28 年度の 3 月期農業委員会で次年度分の活動計画を上げておまして、こちらに記載しております課題というのを載せておるところでございます。現状につきましては、2 月末日現在で記載をしておるところでございます。

26 ページの 1 の現状及び課題、こちらにつきましては、昨年度の同じ 3 月期の農業委員会、28 年度の 3 月期農業委員会で次年度分の活動計画を上げておまして、こちらに記載しております課題というのを載せておるところでございます。現状につきましては、2 月末日現在で記載をしておるところでございます。

2 番の平成 29 年度の目標及び実績でございますが、こちらが担い手への農地の利用集積・集約化というタイトルの下に、26 ページの 2 の現状及び実績、こちらにつきましては、平成 29 年度の 3 月期農業委員会で、29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価、そして平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）というのを審議をしなければならないこととなっております。こちらの内容から 5 号議案を上程しておるものでございます。

約化の集積面積を114.5haでお示ししておりましたが、実績といたしまして140.1haの集積があったというところをごさいます、うち新規実績は9haでございます。よって、100%以上の達成をしておりますことから達成状況が122.36%となっておりますところをごさいます。

3の目標達成に向けた活動でございますが、活動計画につきましては、こちらは昨年度の3月期の農業委員会でお示した内容を示しております、活動実績は、具体的にいついつどのようなことを行ったというところを記載しておりますところをごさいます。

4番の目標及び活動に対する評価でございますが、今回は、目標に対する評価といたしましても目標を達成しておりますし、また、今後も農地の売買や貸し借り等の相談に対しては農業委員との連携により、中間管理事業を活用を含め担い手への農地の集積・集約化を進めていくということに記載しております。また、活動に対する評価でございますが、こちらにつきましては、3番の目標の達成に向けた活動を受けて、実際行いました活動の実績を記載しておりますところをごさいます。

27ページをごらんください。

ギリシャ数字3の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1番の現状及び課題につきましては、こちらに記載しておりますとおりでございます。

2番の平成29年度の目標及び実績でございますが、新規参入につきましては、参入目標を1経営体としておりましたが、2経営体の参入実績があったところであり、達成状況は200%となっております。

3番の目標の達成に向けた活動、こちらの活動の計画はお示しておりますとおりでございます、また活動実績は、具体的にどのようなことを行ったかを記載しなければいけないため、行った内容をこちらに記載しておりますところをごさいます。

4番の目標及び活動に対する評価でございますが、まず目標に対する評価は、200%の実績でありましたので目標を達成しているという旨を記載しております。また、活動に対する評価は、活動計画に対してどういった実績があったかというところでございますが、こちらにつきましては、1点、情報交換会を実施するというふうに記載しておりましたが、こちらの開催が次年度に向けての課題であるというふうに記載をさせていただいております。

28ページをごらんください。

4番、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

現状及び課題につきましては、お示しのとおりでございますが、先ほど冒頭に事務局長から御説明がありましたとおり、こちらの課題が空欄になっておりました件につきましては正誤表をお渡ししております課題の正のところが記載される内容でございます。

2番の平成29年度の目標及び実績につきましては、遊休農地の解消面積8haに対して解消実

績が39ha、達成状況が487.5%となっておりますが、こちらの解消の実績につきましては、今回B区分農地を非農地決定通知をしたことにより解消面積が大きくなったというところがございます。よって、解消目標時にはこちらにはB区分の農地が記載されておりませんでしたことから、こちらの達成状況になっているということがございます。

3、2の目標の達成に向けた活動の活動計画につきましては、こちらにお示ししておるとおりでございます。また、活動実績につきましては、具体的な内容を記載させていただいておるところでございます。

4番の目標及び活動に対する評価でございますが、まず目標に対する評価といたしましては、B区分の非農地を決定したことにより遊休農地が大幅に解消し、目標の達成ができたとしております。また、活動に対する評価といたしましては、今回の活動についておおむね目標としたスケジュールどおり実施できましたことから、このような記載にさせていただいておるところでございます。

29ページをごらんください。

違反転用への適正な対応でございます。

1の現状及び課題につきましては、こちらにお示ししておりますとおりでございます。

2番の平成29年度の違反転用の解消実績でございますが、実績が7.2haとなっております。こちらの実績というのは年度末時点の違反転用面積を記入しなければならないことから7.2haとなっております。増減がゼロhaとなっておりますが、こちらはヘクタール換算できない、1万平米以下の解消がっておりますことから、こちらは3番の中でお話をさせていただきたいと思っております。

3番の活動計画・実績及び評価でございますが、活動計画につきましては、こちらにお示ししておるとおりでございます。実績につきましては、このような活動を行ったというところで記載しておりますが、注目すべき点は3つ目の丸ポツでございますが、違反転用に関する実態や課題等について他自治体の農業委員会や福岡県と情報共有を11月に行ったというところがございます。こちらにつきましては、11月期の農業委員会の中で、違反転用についてもどのような是正を県が行っているのか、また国が行っているのか、他の農業委員会が行っているのかという御意見をいただきまして、11月に実施した内容でございます。活動に対する評価でございます。こちらは、28年度と比較し6,488平米解消している。こちらが先ほど2番の実績の中で申し上げた内容でございます。よって、一定の成果があったと考えておりますが、違反転用はケースがさまざまでございますことから、他自治体の農業委員会や県と情報共有、11月に行いました、こちらの意義は大きいと考えております。よって、このような内容を評価として記載をさせていただいておるところでございます。

次に、30ページをごらんください。

6番の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、こちらが30ページから31ページにかけて記載しておるところでございますが、こちらにつきましては記載のとおりでございますので、お読みおきいただければと思います。

続きまして、32ページをごらんください。

7番、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、こちらも農地利用最適化等に関する事務、また農地法等によりその権限に属された事務に対しましての要望及び意見、対処内容はございませんでしたので、空欄としております。

その下の8番の事務の実施状況の公表等でございますが、こちらにつきましては、農業委員会法に記載しております内容を適正に公表を行っておりますことから、記載どおりとなっておりますのでございます。

続きまして、33ページをごらんください。

33ページから35ページにかけまして、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画をお示ししております。

1番の農業委員会の状況につきましては記載のとおりでございますので、お読みおきいただければと思います。

34ページをごらんください。

2番、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

こちらの現状及び課題でございますが、現状については、現在の集積面積、農地面積そして集積率をお示ししておるところでございます。課題については、認定就農者の確保及び育成が課題だというふうに考えておるところでございます。

2番の平成30年度の目標及び活動計画でございますが、集積目標を149.1haとしており、うち新規集積面積を10haとしております。こちらの目標設定の考え方でございますが、現在の集積面積に前年度実績と同等の新規集積面積を集積していきたいということから、こちらの目標設定をしておるところでございます。

なお、具体的な活動計画については、①から③にお示ししておるところでございます。

次に、3番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1の現状及び課題につきましては、記載のとおりでございますが、こちらの課題でございます。就農を希望する地域や作目の違いにより、新規参入者が希望する農地と貸したい農地のマッチングが難しい、こちらが課題となっておりますのでございます。

2番の平成30年度の目標及び活動計画でございますが、目標は1経営体、活動計画につきましてはこちらに記載のとおりとなっております。

35ページをごらんください。

4番、遊休農地に関する措置でございます。

1番の現状及び課題の現状につきましては、こちらの記載のとおりでございます。課題につきましては、今回、29年度非農地決定通知を発出したしましたが、周辺農地に影響があることが考えられるB分類の農地の取り扱いについての検討、こちらについて課題というふうに考えておるところでございます。

2番の平成30年度の目標及び活動計画でございますが、遊休農地の解消面積を39ha、前年度実績というふうに記載しておりますが、こちらにつきましては、A区分も含めまして遊休農地を解消していきたいというふうに考えておるところでございます。活動計画につきましては、こちらは、農地パトロール実施要領に定められた内容で時期等を記載しておるところでございますことから、お示ししておるとおりでございます。

5番の違反転用への適正な対応でございます。

1の現状及び課題の現状につきましては、記載のとおりでございます。違反転用の課題といたしましては、農地パトロール及び土地所有者への調査を実施し、状況把握はできているが現状回復の程度について明確な基準がないため対応に苦慮している。今後、農地法第51条に基づき指導権限のある県に対し、統一した基準づくりに向けた協議を行っていく。こちらを課題としております。

2番の30年度の活動計画でございますが、こちらは具体的な何月ごろに行うなどを記載しておりますことから、お読みおきいただければと思います。

以上、第5号議案について御説明をさせていただきましたが、こちらの公表につきましては3月末日までの全ての面積等をもって、4月1日から6月30日までの間の公表義務がありますことから、現在の状況では2月28日現在の面積等を記載させていただいております。公表の際には、3月までに許可がおりました農地転用の案件等の面積を差し引いたもの、こちらについて最終的な公表を行うこととしております。

以上、第5号議案について御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま議案の説明が終わりました。何かありましたら。

○委員（12番 君） 28ページの4の遊休農地に関する措置に関する評価ということで、1の現状及び課題ということで、ここに現状、30年2月現在での現状が書いてあるんですけども、これに対して、35ページで同様に、遊休農地に関する措置ということで資料をつくってありまして、そこでの現状が、30年2月現在で630.1haとか122.1haとか載っていますけども、ここは数字が違うというのはいいんでしょうか。

○議長（██████君） 事務局。

○係（██████） こちらの数字の、こちらは決して間違っているわけはございませんで、実は、ちょっと皆様事務をされていないので非常にわかりにくいと思いますが、28ページの今御質問がありました現状のところ、※1のところを少し見ていただければわかりやすいのかなというふうに思いますが、こちら、※1のところ管内の農地面積は活動計画に記載したというところが書いてございまして、こちらの2行目でございます。農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入というふうに記載しております。こちらの調査時期が11月でございまして、こちらの11月の時期にはこの面積であったというところでございまして、今御指摘がありました35ページのほうでございまして、こちらにつきましては、管内の農地面積が違うということでございますが、これは508haにこの遊休農地面積の122.1haを足したものをこちらの35ページのAのところ記載しないとイケないということから、このような数値になっているというところでございます。

ちょっと調査の時期でありますとか、記載の要領というのがこの米印に書いておりますが、こちらの面積がいろんなところで違うのではないかとということ非常にわかりにくく感じると思いますが、国の公表する内容というのがこのような記載の仕方になっておるところから、面積が相違に見えるような状況であるというところでございます。

以上でございます。

○議長（██████君） ようございますか。

○委員（12番 ██████君） はい。

○議長（██████君） ほかに何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████君） ないようでしたら、5号議案について採決をとりたいと思いますが。

では、5号議案について賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（██████君） 全員賛成。ありがとうございます。

これで議案を終わります。

午後4時16分閉会